

○議事日程 (平成二十五年六月二十八日第三日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 諸般の報告
- 日程第三 議案第五十二号 養老町特別職の職員の期末手当の支給額の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第四 議案第五十三号 養老町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第五 議案第五十四号 養老町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第六 議案第五十五号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第七 議案第五十六号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第八 議案第五十七号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第九 認定第一号 平成二十四年度養老町上水道事業会計決算の認定について
- 日程第十 議案第五十八号 平成二十四年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第十一 議案第五十九号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 田中敏弘

○出席議員

- 一 番 岩永義仁
- 二 番 長澤龍夫
- 三 番 大橋三男
- 四 番 三田正敏
- 五 番 吉田太郎
- 六 番 早崎百合子
- 七 番 野村永一
- 八 番 田中敏弘
- 九 番 松永民夫
- 十 番 中村辰夫
- 十一 番 岩瀬進
- 十二 番 水谷久美子
- 十三 番 皆川雅子

○欠席議員

- 町長 大橋孝
- 副町長 西脇正博
- 教育長 野村浩太郎
- 総務部長兼企画政策課長 問山孝通
- 総務部総務課長 田中信行
- 総務部税務課長 渡邊章博
- 住民福祉部長 日比重喜

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第三、議案第五十二号 養老町特別職の職員の期末手当の支給額の臨時特例に関する条例の制定についてから日程第五、議案第五十四号 養老町子ども・子育て会議条例の制定についてまでの三議案を一括議題として上程します。

この三議案は、総務民生委員会に審査を付託してありましたが、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

総務民生委員会委員長 吉田太郎君。

○総務民生委員長（吉田太郎君） 総務民生委員会の報告をいたします。

去る六月十九日午後一時三十分より、委員及び議長並びに執行部の出席のもとに、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました議案第五十二号 養老町特別職の職員の期末手当の支給額の臨時特例に関する条例の制定について、議案第五十三号 養老町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について及び議案第五十四号 養老町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

その主な論点及び審査の経過は次のとおりであります。

まず、議案第五十二号 養老町特別職の職員の期末手当の支給額の臨時特例に関する条例の制定については、一、減額の対象となる合計金額はの問いに対して、町長、副町長の期末手当として、合計金額は七万八千円であるとの回答でした。

二、減額率百分の二・四の根拠はの問いに対して、特別職については、一般職の期末・勤勉手当の減額率である百分の二・四に

準じて同一数値としたとの回答でした。

次に、議案第五十三号 養老町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてについては、一、本町のラスパイレス指数はの問いに対して、平成二十四年度四月一日現在で一〇〇・一であるが、これは国家公務員の給与を減額した後の数値と比較しているためであるとの回答でした。

二、各市町の減額率などがまちまちである理由はの問いに対して、国の基本的な考え方は、給料についてはラスパイレス指数を百となるように減額し、管理職手当については一律一〇%を減額し、期末・勤勉手当については一律九・七七%の減額を要求しているためである。なお、本町では、給料については、ラスパイレス指数が一〇〇・一であるため〇・一%を減額し、管理職手当については国と同じ一〇%を減額し、期末・勤勉手当については、国の減額率九・七七%を本町に当てはめて換算した二・四%を減額するとの回答でした。

三、減額の対象になる合計金額はの問いに対して、給料として七十一万五千円、職員手当として五百三十五万五千円であり、合計金額は六百七十万円であるとの回答でした。

四、地方六団体が総務大臣宛てに提出した「地方公務員給与についての要請」という文章中にある協議の場合への岐阜県の参加の状況はの問いに対して、知事を交えて臨時町村会を一回開催しており、町村会から国への決議文を提出したが、対応については各市町村の判断に委ねることとなったとの回答でした。

五、町村会での地方交付税などに関するペナルティーについての議論はの問いに対して、国に従わなければ恐らくペナルティーが課せられるであろうという話であったが、それも踏まえた上で、対応は各市町の判断に委ねることとなったとの回答でした。

六、本町の対象者数と職員一人当たりの引き下げ金額はの問いに対して、対象者数は二百七十三人であり、職員一人当たりの引き下げ金額は、管理職手当を除いて平均一万八千円程度で、管理職手当を含めると平均二万二千二百円程度であるとの回答でした。

七、職員報酬に関する国の考えはの問いに対して、国会では立法府の自主的な判断で取り組まれていることから、各議会で判断することとなっているとの回答でした。

八、養老町職員組合との話し合いはの問いに対して、委員長と個別に話す機会があり、本町の職員組合は自治労に入っていないため、自治労からの指導は来ておらず、受け入れざるを得ないというふうに聞いているとの回答でした。

九、地方交付税を減らさない方法はどの問いに対して、本条例の制定義かにかかわらず、国としては今年度地方交付税は給与費を減額し、それに対して緊急課題への対策として、地域の元気づくり事業費を予算計上している。なお、本町の場合は、給与費削減影響額として六千八百七十八万円が減額され、地域の元気づくり事業費として六千百十五万七千円が予定されているとの回答でした。

次に、議案第五十四号 養老町子ども・子育て会議条例の制定についてに関しては、一、委員の内訳はの問いに対して、(一)公募町民が二人。(二)子供の保護者として、例えば保育園の保護者あるいは町PTA連合会、郡PTA連合会、幼稚園PTA連合会から四人。(三)学識経験者から二人。(四)子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者として、例えば養老郡医師会や養老警察署、子ども会育成協議会、幼稚園園長会、小中学校校長会、岐阜県青少年育成推進指導員連絡協議会、保育研

究協議会、民生児童委員協議会のうち、主任児童委員、子育て支援センター、子育てサークルなどから十二人。(五)事業所に従事する者として、例えば保育園、大垣養老高校、特別支援学校、ことばの教室、適正就学指導委員会から五人であり、合計二十五人の予定である。

なお、国からは幼児教育、あるいは保育、子育て支援の三本柱を中心にバランスのとれたメンバー構成にしてほしいという指導があったとの回答でした。

二、「養老町子ども・子育て会議」というネーミングにした理由はの問いに対して、子ども・子育て支援法にちなんでわかりやすいネーミングにしたものであり、国からの指示があったわけではないとの回答でした。

三、議員として委員になることは可能かとの問いに対して、予定はしていないとの回答でした。

四、委員の任期を二年とした根拠はの問いに対して、委員を構成する各種団体の任期がまちまちであり、推薦されている委員の引き継ぎを考慮し、円滑に運営するために二年が適当と考え、設定したとの回答でした。

五、学識経験者とはどの問いに対して、県内にある大学の教授や町の顧問弁護士を予定しているとの回答でした。

六、委員の男女比率の検討はの問いに対して、教育委員会との打ち合わせでは、町PTA連合会と郡PTA連合会に関しては、男女を互い違いに推薦してもらえよう申し合わせをするとの回答でした。

なお、会議の性質上、委員の男女比率が男性に偏らないよう程度に調整してほしいという要望がありました。

以上、審査に付した議案第五十二号 養老町特別職の職員の期

末手当の支給額の臨時特例に関する条例の制定について及び議案第五十四号 養老町子ども・子育て会議条例の制定については、質疑、討論、採決の結果、二議案とも挙手全員により原案どおり可決すべきと決定し、議案第五十三号 養老町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、質疑、討論、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決するものと決定いたしました。以上、総務民生委員会に付託されました審査内容及び審査結果の報告といたします。

○議長（田中敏弘君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。この案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属以外で審査の経過及び結果についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、日程第三、議案第五十二号 養老町特別職の職員の特末手当の支給額の臨時特例に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第四、議案第五十三号 養老町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第五、議案第五十四号 養老町子ども・子育て会議条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第六、議案第五十五号から日程第八、議案第五十七号までの三議案については、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、逐条上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長（田中敏弘君） それでは、日程第六、議案第五十五号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第七、議案第五十六号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今回、延滞金の関係ですけれども、これまで議会でも、サラ金並みに高いこの延滞金がよく平成二十六年一月一日から引き下げられたということですが、それでも、平成二十六年一月一日以降ということですが、それまでに外部電算、内部電算、どのように進んでいくのでしょうか。

○議長（田中敏弘君） 渡邊税務課長、答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） 済みません、もう一度お願いしたいんですけど。

○議長（田中敏弘君） ちょっと水谷さん、もう一回ちょっと質疑の内容。

○十三番（水谷久美子君） 平成二十六年一月一日から、この金利の関係の延滞金の引き下げが納税者に適用されるわけですが、それまでに外部、内部の電算はどのような進捗で対応されていくのか、わかりませんか。準備です、それに対する準備。

○総務部税務課長（渡邊章博君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

二十六年の一月から延滞金の額が下がるということで、事前に委託の電算業者のほうに話はしておりますけど、まだ具体的な数字等は出ておりませんので、直近の数字は出ておりますけど、その二十六年一月以降の数字というのはまだ出ておりませんので、そのときに事前に当然準備をさせていただきたくてございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 納税通知書の発行に当たっては、課税ミスのないように、本当にお願いたしたいというふうに思います。実は六月二十二日に、毎日新聞でこういうふうな記事が目にと

まりました。「主税局長らを嚴重処分注意、法改正ミスで」ということで、財務省は六月二十一日に、ことし三月に成立した所得税関連の法改正に誤りがあった問題で、田中一穂主税局長ら三人を文書嚴重注意処分にした。六月の賞与が五％程度減額される。チェック体制を徹底できなかった監督責任を明確にした。局長のほかに処分されたのは、星野次彦官房審議官と罐水洋第一課長。法改正のミスは四月に省内で発覚した。住宅のバリアフリー改修に伴う減税規定が一部抜け落ちたことにより、減税額が本来より過大となったということで、国においてもこういうふうなミスがあるということを公開したのだなというふうに思いましたけれども、ぜひともこの特に延滞金の関係では非常に大きな額になる納税者もおられると思いますし、納税の金額の部分に、その利息を払うためになかなかそこまで納税し切れないという声も聞いております。ぜひともミスのないよう徹底して、適正な対応をお願いしておきたいと思えます。

○議長（田中敏弘君） 答弁は要りですか。

○十三番（水谷久美子君） 要らないです。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第八、議案第五十七号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第九、認定第一号 平成二十四度

養老町上水道事業会計決算の認定について及び日程第十、議案第五十八号 平成二十四年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての二議案を一括議題として上程します。

この二議案は、産業建設委員会に審査を付託してありますので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求

めます。

産業建設委員会委員長 三田正敏君。

○産業建設委員長（三田正敏君） 産業建設委員会の報告をいたします。

去る六月十九日午前十時より、委員並びに執行部の出席のもと、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました認定第一号 平成二十四年度養老町上水道事業会計決算の認定について及び議案第五十八号 平成二十四年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

その主な論点及び審査の経過は次のとおりであります。

まず認定第一号 平成二十四年度養老町上水道事業会計決算の認定についてにしましては、一、上水道事業会計決算書をわかりやすい書式に変える検討はの問いに対して、決算書は公営企業法で定められた方法で記載されているため変更できないが、平成二十六年から法改正により、よりわかりやすく変更される予定であるとの回答でした。

二、費用明細書の備考欄への説明書をふやしてはの問いに対して、費用明細の種類が多いため備考欄に書き切れない場合もあるが、今後はできるだけ記載するように検討するとの回答でした。

三、漏水調査の実施結果と今後の予定はの問いに対し、平成二十四年十二月十二日から平成二十五年二月二十八日まで、第二、第四ポンプ場管内の全ての太い本管について、業者が道路上を歩いて漏水箇所を特定する方法で調査したところ、十五カ所の漏水箇所が見つかり、その修繕工事を今年度予算で四月に実施した。また、今年度の老朽管、布設がえについては特に漏水箇所の多かった大場平東地区について三カ年計画で実施する予定である。今

年度の漏水調査については、第一、第三ポンプ場管内について同様に実施する予定である。平成二十六年度には結果が有収率にあらわれることになるとの回答でした。

四番、有収率が減少している原因と今後の対策はの問いに対し、排泥として配水している水量は全体の〇・六％程度でしかなく、漏水調査の結果が出ていないため、有収率が減少している原因はわかっていない。もし今年度の漏水調査の結果により修繕工事を行っても、なお有収率が改善されない場合は、漏水以外の原因として地区の消火栓点検や無断使用が考えられるので、周知徹底に努めていきたい。なお、本管の大部分が昭和五十五年当時のものであり、漏水箇所を修繕しても他の弱い部分で漏水する可能性もあるため、今年度は水管橋の流量をはかるタイプの漏水探知機を購入する予定であり、町職員において漏水調査を実施するとの回答でした。なお、町内をブロックに切り、五カ年の事業計画を立てるなど、計画的に漏水調査を実施してほしいという要望がありました。

五番、不納欠損への対策と滞納者への今後の対策はの問いに対し、平成十九年度分の二百五十万円程度を不納欠損処分したが、水道料金は私法上、債権であることから消滅しないため、簿外管理として徴収に努めている。なお、簿外管理とした分の徴収額は、五月三十日現在二十件、十二万五千三百三十円であり、雑収入として処理している。平成二十四年度に実施した滞納対策としては、滞納者七十八名に誓約書を書いてもらい、うち七名が完納している。また、給水停止は十九件実施し、うち二件は停止中のままである。滞納者へは、今後さらに強い対応をしていきたいとの回答でした。

六番、消火栓使用に対する今後の対応はの問いに対し、消火栓

使用について、平成二十四年度は百三件の届け出が出ている。最近も届け出をせずに消火栓点検をされたため、水が濁ったことがあった。再度、届け出の徹底と各区への周知をしたいとの回答であった。なお、消火栓点検等の理由により消火栓を使用した場合、消火栓の流量を計測し、料金を徴収することができるようにし、有収率にも反映できるように検討してほしいという要望がありました。

次に、議案第五十八号 平成二十四年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに関しましては、特に質疑、討論はありませんでした。

以上、審査に付した平成二十四年度養老町上水道事業会計決算の認定について及び平成二十四年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、質疑、討論、採決の結果、二議案とも挙手全員により原案のとおり認定及び可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設委員会に付託されました審査内容及び審査結果の報告といたします。

○議長（田中敏弘君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。この案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属以外で審査の経過及び結果についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、日程第九、認定第一号 平成二十四年度養老町上水

道事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第十、議案第五十八号 平成二十四年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十一、議案第五十九号は、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長（田中敏弘君） それでは、日程第十一、議案第五十九号

平成二十五年度養老町一般会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） このワクチンの接種ですけれども、町内での受診見積もり人数と、啓発広報方法を教えてください。

○議長（田中敏弘君） 野村健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（野村博治君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えをします。

御質問の内容は、風疹ワクチンの人数はということでございます。今回補正を組みますときに算出しました根拠といえますか、計算式を申し上げたいと思います。

実は昨日、県のほうでこの制度に基づく補正予算を提出されております。昨日議決を得たわけでございますが、そのときに県のほうで算出をされました、いわゆる風疹ワクチン接種促進緊急対策事業の、いわゆる県の補助金でございます。県内六千四百人というところでございますが、この六千四百人を県のほうで算出をした計算式に基づきまして、本町におきましても養老町の対象人数を置きかえて算出をさせていただきました。といいますのは、養老町の制度も県の補助金制度にのっとったものということで、この計算式を用いたものでございます。県のほうでは、二十三歳以上三十九歳未満の女性人数に、国が出しております国立感染症研究所の調査、いわゆる二十三歳以上から三十九歳未満の女性で抗体を保有していないパーセント、これが一一・二%でございます。養老町におきまして、対象の女性が二千七百三十五名ということ

で、それに一一・二%を掛けたもの三百七名でございます。

それから、あと対象者でございますが、もう一方で妊娠をされた方の夫ということで算出をいたしました。養老町におきましては、二百二十三名の男性で、これも同じく国立感染症研究調査のほうで出しております、いわゆる二十三歳以上三十九歳未満の抗体を保有していない男性の割合ということで、二三・一%というパーセントが出ております。したがって、二百二十三人掛ける二三%掛ける先ほどの女性の一一・二%を掛けたもの、いわゆる養老町内には六名の方が対象になってくるということで、先ほどの二十三歳以上三十九歳未満の女性の三百七名と六名を足した三百十三名でございますが、この方が一般的に予防接種をするパーセントが県のほうで三〇%という平均値を用いておりますので、養老町におきましてもこの平均値三〇%を用いて、三百十三名の三〇%ということで九十四名の方が受診されるという予想のもとに算出をさせていただきました。

また、こういった方への広報ということでございますが、本日議決を得ましたら、早速養老町のホームページ等に載せて、また広報等でPR等を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 受診率三〇%ほどとおっしゃらずに、一〇%に近くなるような広報方法をとっていただきたいんですけれども、広報だけではちよつと足りない気もするので、例えば病院なんかで妊婦さんが受診された際に、積極的に病院のほうから進めていただけるような方法を町からお願ひするとかというようなことはできないものかと思うんですけれども、そのことについて

ちよつと御意見いただきたいんですけれども。

○議長（田中敏弘君） 野村健康福祉課長、自席で答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（野村博治君） ただいまの御質問でございますが、今回六月補正ということで、この事業に取り組んで時間が余りなかったということで、実際この事業が開始されますのが七月一日からということでございます。本日二十八日でもう休み明けすぐに、この七月からこの事業を展開するわけでございますが、準備する時間もなかったということでございますが、今後は保健センターと調整をとりながら、各医療機関にも御協力を願うように進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 十ページの土木費の建築物等耐震化促進事業補助金の関係ですが、これは今までも耐震の補助金は出ておつたわけですが、今までとどう変わったのかということと、それから、対象の件数等がどのように推測されておるかということをお尋ねをいたします。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 松永議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正予算で上げさせていただいた木造住宅の耐震補強の追加分としては、二十五年度の当初予算で二件、もともと予算では組んでございました。四月以降、新たに二件の追加がございまして、計、今回の予算では二件分の補正をお願いしております。

それから補正の内容ですが、実は二十四年度までは国庫補助の

上限が八十五万円でした。これが二十五年度から百十五万円と増額されておりますので、これは三月の予算のときにもそのような動きがあるということで、最初の二件分については百十五万円の国庫の補助で上げさせていただいておりますので、今回二件分について国庫補助は百十五万円、県費は三十万円、町費の補助が三十万円ということで作算を上げさせていただいております。

それから、木造住宅の耐震の対応につきまして、流れといたしましては、一般の方々には診断のほうから入られますが、最終的に工事をしたいというのはその方々の意向になります。やはり一度やると費用が高額になるという傾向がございますので、最終的な判断はその町民の方というか、その方の判断でこの事業を受けていただくかという判断になると思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 先ほど補助金の金額を言われましたが、実は私も耐震診断をやりました。やりましたが、余りにも高額になったので、工事をやったら千五百万かかるというようなことを言われましてびっくりして、いわゆる補助金は設計料で飛びますよというようなことを言われましたが、この耐震診断をした中で、今まで工事をやられたのは何件ぐらいありましたかね。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 御質問にお答えいたします。今、正確な数字は把握してないので、後ほどでよろしいでしょうか。済みません。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 私も九ページの款四衛生費の予防費、

風疹の助成ですけれども、六月十八日に中日新聞が県内のこの風疹予防接種における一覧表を記事にしております。全額助成から五千円ということで、各市町においてはいろいろと違ってきているわけですが、関市の場合は任意の予防接種なのである程度の自己負担もお願いしたいということで全額ではありませんが、当町が全額というふうに検討された根拠についてです。

それからある自治体では、二〇一五年三月末までに全額を助成するという期間ですね、その期間についても延長を考慮しておられるということですが、当町はどういうふうに考えておられるのかという点。

それから、子宮頸がんワクチンも、議会でも推進する質問もございましたが、国のほうのいろいろな副作用によって子宮頸がんワクチンは、今積極的にワクチン接種を見合わせるというようなことがありますが、この風疹予防接種においては、そういう副作用という点では担当課としてどういうふうな認識を持っておられますか。三点です。

○議長（田中敏弘君） 野村健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（野村博治君） ただいまの水谷議員の御質問でございますが、まず第一点目の各市町村におけるいわゆる助成制度の内容がさまざまであるということで、どうして養老町は全額公費負担にしたかという御質問でございました。

実はこの風疹につきましては、妊娠中の女性がこれに感染すると、いわゆる胎児のほうに難聴とかに白内障、そういった障害が発生することが予想されるということで、非常に危険な病気だということふうに認識しております。こういったことに関しまして、本町としましてはやはりそういった事故のないようにということで、

全額負担で、対象者の方にそのようなことがないようにということでPRといいますか、先ほども御質問にございましたが、町民の方にPRをして進めていきたいというふうに考えております。

それから、そのワクチンのいわゆる副作用、危険性につきましては、申請時にそういったお知らせするチラシを、一番この風疹ワクチンの効力というのはすごくあるんですが、副作用があるということも御承知おきの上で接種していただくということで、接種する前にそういったことを医療機関の専門家の方からも御説明をしていただいて、本人の承諾のもとに接種していただくということで、来年の三月三十一日までこの補助制度を実施していくという予定でございます。以上です。

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷議員、いいですか。

○十三番（水谷久美子君） 三点お願いしたんです。

○議長（田中敏弘君） 野村健康福祉課長。

○住民福祉部健康福祉課長（野村博治君） 大変失礼しました。

三点目の質問でございますが、私いつまで制度をやるかということですが、三月三十一日までということでお答えをしたんですが、その後の延長を予定しているかという御質問かと思えます。

現在、この風疹につきましては、都市部において非常に広がっております。岐阜県におきましては、六月二十三日現在十七名ということですが、大都市とは比較にならない状態なんですけど、まだ時間がありますので、三月三十一日までずっと様子を見まして、そのときの感染状況にもよると思えます。いわゆる都市部から各市町のほうに広がってきまして感染者が増えてくるというような状態になれば、そういった必要性もあるかと思えますが、現在のところは三月三十一日までというふうで予定しております。

「議長」と呼ぶ者あり」

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 本日に連日、テレビ、ラジオ、新聞がこの風疹予防接種のことについて報道しておりますが、おっしゃるように非常に胎児にといいますか、妊娠中十カ月の中でそういうふうなことが起こるといふことの対応は非常にありがたいと思います。

男性の接種比率ですけれども、やはり少子の中で男性も予防接種を受けることによって晩婚化を防いだり、結婚に対する一つの目的の中の位置づけとして、県の根拠で算出されたというのは十分腹に落ちましたけれども、状況の中ではそんなに高い予算ではないと思いますので、ぜひその辺も検討されて推進をしていただきたいなあということを要望しておきます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 十ページの教育費でございます。青少年育成費の中の集会所整備事業補助金でございます。私のお聞きした範囲では、下笠の中村と蛇持というふうにお聞きをしておると思いますが、当初の八百三十六万二千元、後の補正が七十万二千元です。これ事業の内容をお聞きしたいのと、この時期に七十万二千元の補正が発生する理由を教えてくださいということ。

この青少年事業、集会所の整備事業補助金の採択基準なんかがあれば教えていただきたいと思えます。以上です。

○議長（田中敏弘君） 藤田教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼生涯学習課長（藤田実芳君） ただいまの大橋議員の質問についてお答えします。

この時期にといいさせていただきますが、この青少年集会所の補

正につきましては、負担金補助交付金として支払っておりますので、これにつきましては先ほど議員のほうからございましたが、実際には蛇持の青少年集会所が二十六万六千元、大坪青少年集会所が二十万六千元、それと下笠中村区が百七十万の補助金申請が出て、これらの三件につきましてはもう既に交付決定をしております。

この予算の内訳としては、実際にはこの補助金交付申請の中には二百二十万の予算計上をしておりますが、三件を合計しますと総支出額が二百七十七万二千元で、二万八千円の残金となっております。

今回補正を上げさせていただきましたのは、押越東青少年集会所のほうからのトイレ及び下水の切りかえ工事の申請が出ておりますので、これにつきましては総額二百九十九万八千四百円、これにつきましては三分の一の補助金になりますので、実際には七十三万円が補助金になりますけど、先ほど申しました残金の二万八千円を引いた残りの七十万二千元を補正するものであります。

続きまして、それにつきましては補助金のどういふふうな仕分けをされておるかということでございますが、新築につきましては補助率は三分の一は一緒でございますが、四十平米以上百平米未満が百七十万、それと百平米以上二百平米未満が二百十万、二百平米以上が二百五十万円と限度額を定めております。修繕につきましては、限度額が百万としております。これにつきましても、補助率は三分の一でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） ということは、例えば年度計画において、二十五年度はこれだけの事業を行うんだと、補助金を出すんだと

いう形の中で追加があったというような考え方でしようか。

○議長（田中敏弘君） 藤田教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長兼生涯学習課長（藤田実芳君） 今回補正させていただきましたのは、当然当初から予定しておった集会所の修繕箇所ではございませんので、新たにという申請が出ましたので今回補正に上げさせていただきました。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 今回、歳入のほうで八ページにありますスポーツ振興くじ助成金が、何か応募が多かったので助成率が減って二百三十四万六千円減額になったということでございます。

その辺のところをもう少し具体的に説明願いたいのと、このスポーツ振興くじの助成金、何か五百万円とか言うお話もちよっと出たような気がしますが、これは間違ってるかまたお聞かせ願いたいと思います。一応、保健体育総務費の中で見てあったというふうに予算書では見受けられますが、今回は補正で賃金を百七十二万七千円、これは必要なもので仕方がないと思いますが、これ以外で宝くじの助成で補填しなくてはならなかった事業が三百六十万、五百万だとしたら三百三十万ぐらい減るわけですけど、その事業減る分についての関係の支障があったのかなのかというところも具体的にもう少し御説明願いたいというふうに思います。よろしく願います。

○議長（田中敏弘君） 伊藤スポーツ振興課長、答弁。

○教育委員会スポーツ振興課長（伊藤公一君） 中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずスポーツ振興くじの件でございます。こちらのスポーツ振

興くじ助成金につきましては、総合型スポーツクラブということで、今年度三年目に入りますが、五カ年の事業で、独立行政法人の日本スポーツ振興センターの事業でございます。

二十五年四月十七日に二十五年年度のスポーツ振興くじ助成金の交付決定通知を受けまして、今回この補正を上げさせていただいた次第でございます。全体事業の九割が補助という大変大きなメリットのある事業でございますが、先ほど申されました、初日に町長から説明をさせていただきましたとおり、全国から助成財源を大きく上回る申請がございまして、それで助成金額を調整して配分されることになったということでございます。金額につきましては、当初予算五百八十五万八千円ということで九〇%の補助でございましたが、六割減ということで三年目ということもございまして、一律三年目の事業を受ける団体につきましては六割減ということになりました。今回二百三十四万六千円を減ということでございます。実質は九〇%の六割でございますので、五四%補助ということになるかと思えます。

この事業費につきましての全体事業費が少なくなりますと、それに伴って率も少なくなるということで、当初、二十五年で総合型地域スポーツクラブの助成を上げさせていただいておりますので、その事業を執行しようと思えますと、どうしても一般財源からその振興くじの助成金が少なくなった分を財源更正させていただくことをお願いをしたいと思います。

また、総合体育館における臨時職員の賃金につきましても、御質問が中にごさいましたかと思えますが、今回スポーツ体育器具における事故が大変多くございまして、大きな大会でつり板のひもが切れたとか、体操ですね。そのようなこともございしますが、養老町においてもいろいろなスポーツに関する、バレーボールの

支柱一つとりましてもワイヤが切れたり、ワイヤのかける滑車のところとか、いろんな点検が十分にされていないということで、本来でしたら当初予算で上げなければいけないものを、この六月ということで大変申しわけないんですが、緊急点検をさせるということでもリストをつくり、また臨時職員にそのような点検を毎月していただくということで上げさせていただいたものですので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 事情はよく掌握しましたが、事業の関係でこの宝くじの助成金を当てにしてやるということで当初予算を組んだということですが、こういうくじの予算というものには非常に不安定要素があるのではないかと、安全に、安全といふ言葉はいいんですけど、少し枠を広げたような形で予算を組んでいかないと、突然こういう形になって、多くあったから助成が減るんですよ。これは往々にしてあることだと私は思っておりますが、できるだけないほうがいいと思えますけど、あったので、本来事業を変更せずに、一般財源を持ち出してやるんだという計画をやり出すと、例えばこれまたまた一つだでよかつたんですけど、二つも三つも、ないと思うんですけど、重なった場合には非常に大きな一般財源を持ち出すこととなりますので、その辺をひとつ今後慎重に御検討願っておかないといかんのかなというふうに思っています。

ぜひひとつ、今の臨時職員のこともおっしゃられましたんですけど、この辺は今までの職員の方でやっておられるかどうかかわかりませんが、助成率を下がるおそれのあるものは事業に必ず影響

してくるということを念頭に置いていただいで、今後の予算の編成に反映していくことを要望しておきます。以上。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

この第二回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会日より編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、第二回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会日より編集特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

○議長（田中敏弘君） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成二十五年第二回養老町議会定例会を閉会します。長時間、御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前十時四十分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十五年六月二十八日

議長 田中敏弘

議員 野村永一

議員 松永民夫